# 審査官の人材育成に関連する 最近の取組について

大塚 良平 特許審査第四部映像システム 上席審査長

## 抄録

企業のグローバル化の進展やビジネスモデルの多様化などにより、知財マネジメントは新たな時代を「 迎え、知財人材に求められる人材像も変わりつつある。

それを受けて、「知財人財育成プラン」では、審査官に対して、新たな時代の新たなニーズに適切に対 応すべく、外国語能力の強化、技術対応幅の拡大、法的・ビジネス的素養の向上などを求めている。 他方、国際的には、審査のワークシェアリングを効果的に進める観点から、研修関連で五庁間の連携 を深める動きが始まっている。

このように、審査官の人材育成に関しては、新たな時代に柔軟に対応できるよう審査官の知識・能力 の一層の向上に努めると同時に、国際的な連携にも適切に対応することが求められている。 本稿では、そのような状況下での、審査官の人材育成に関する最近の取組について紹介する。

#### はじめに

企業のグローバル化の進展、産業構造やイノベーション モデルの変容・多様化、新興国の台頭などにより、知財人 材に求められる人材像も変わりつつあります。

このような中、「知的財産推進計画2012」においては、中 長期的な視点から知財人財育成のために策定された「知財 人財育成プラン」いを強力に実行することとされています。

同プランの中で、審査官に対して、新たな時代の新たな ニーズに対応した適切な権利の設定のために、審査官の外 国語能力の強化、最新の技術を含めた的確な技術動向の把 握、技術対応幅の拡大、法的・ビジネス的素養の向上など を求めています。

他方、国際的には、審査のワークシェアリングを効果的 に進める観点から、研修関連での五庁間の国際的な連携を 深める動きが始まっています。

このように、審査官の人材育成に関しては、新たな時代 に柔軟に対応できるよう審査官の知識・能力の一層の向上 に努めると同時に、国際的な新たな取組にも適切に対応す ることが求められています。

そこで、今回の誌面では、審査官の人材育成に関する、 人材育成委員会2(旧「研修委員会」を平成24年度改組)の 新たな取組を中心に、最近の活動をご紹介したいと思い ます。

# 1. 平成24年度の人材育成関連の具体的施策の 概要

特許庁の人材育成30の基本方針である「研修基本方針」 (平成21年3月改訂)の理念に基づき、「平成24年度研修 計画」 が定められ、それを受けて平成24年度の人材育成 関連の具体的施策が策定されています。

平成24年度の具体的施策としては、次の5つの柱から 成り立っています。

- ①審査官補の着実な育成及びそのフォローアップ
- ②審査官(補)として求められる知識・能力の充実
- ③審査の国際化への対応
- ④中長期的視野に立った人材育成
- ⑤五庁間における研修の国際的な連携

このうち、①及び②については、従前より継続している 施策であり、その基本的内容については、過去の特技懇誌 (特技懇247号4)で詳しく紹介されています。

補足ですが、②に関連する「技術研修」については、柔

<sup>1) 「</sup>知的財産推進計画2011」に基づき、グローバル市場を重視したイノベーション戦略に基づく知財マネジメント人財の育成・確保を主眼とし、中 長期的に国として取り組むべき方向性を示す。本プランでは、「人材」(human resource) ではなく、「人財」(human capital) という表記を用いる。 (「知財人財育成プラン | より抜粋)

<sup>2)</sup> 審査部における研修の企画・実施の業務に加え、中長期的な審査官人材の育成のあり方、そのための研修をはじめとする取組の企画・実施の業務 を担当する。

<sup>3) [</sup>人材育成] とは、特許庁が職員に対して行う研修やOJTといった働きかけだけではなく、職員が行う自己研鑚をも含むものである。(「研修基本 方針 | より抜粋)

<sup>4)</sup> 特技懇ホームページ http://www.tokugikon.jp/gikonshi/247tokusyu4.pdf

軟な審査体制の構築に向けて、担当技術分野の変更や拡大 の機会が増えていることから、審査官のニーズに応じた技 術研修を一層充実させるとともに、タイムリーに受講でき る環境を提供していきます。

#### 2. 審査の国際化への対応

英語PCTの拡充、国際特許分類の調和プロジェクトへ の対応など、これまで以上に審査官(補)が英語を使用し て審査業務、審査周辺業務を行うことが多くなっていくこ とが見込まれることから、英語に対応できる能力を備えた 審査官(補)の育成を強化する必要があります。

また、中国語を始めとする英語以外の外国特許文献の 蓄積が急速に増大しており、信頼性のある審査結果を他 庁に発信するためには、英語のみならず中国語等にも知 識を有する審査官(補)を育成していくことが急務となっ ています。

これらを踏まえて、「知財人財育成プラン」では、

「○特許庁審査官・審判官

(略)

業務の国際化に対応するため、語学研修及び海外留学 の積極的活用等を通じて、実践的な語学力を磨く。」 と明記されています。

更に、国際知財戦略では、アジアの実体審査への協力や

新興国審査官の戦略的な人材育成を実施することが、今後 取組むべき具体策として挙げられています。また、従来か ら実施されている国際審査官協議に加えて、五庁プロジェ クトにおける「共通トレーニングポリシー」による五庁研 修相互参加プロジェクト、五庁審査官ワークショップが実 施されていることを踏まえると、審査官が英語による審査 実務についての情報発信能力を身につけることが必要と なっています。

このような状況に対応するため、以下のような取組を 行っています。

#### (1)審査官の語学能力の向上

語学力を向上するためには、地道な自己研鑽が欠かせま せんが、審査官の語学力の向上を支援するため、2つのス キーム(①及び②)で外国語研修を実施しています。

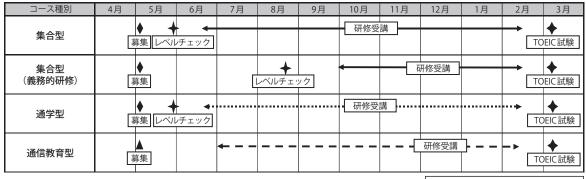
#### ①特許庁の研修計画に基づく外国語研修

特許庁の外国語研修については、受講できる言語が複 数有り5、また、受講スタイルに応じて、集合型・通学型・ 通信教育型の各コースを選択できます。その概要について は、表1、表2をご覧下さい。なお、特許庁の外国語研修 が (原則) 通年受講型であるのに対して、本省は短期集中 型である点で、受講スタイルに大きな違いがあります。

コース種別	研修場所	研修方法	研修時間(勤務時間外)	特記事項
集合型	特許庁庁舎、INPIT等	グループレッスン (4~5名)	平日夕方2時間、 原則週一回	<ul><li>・中国語リーディングコース今年度新設</li><li>・レベルチェックでグループ分け</li></ul>
集合型 (義務的研修)	特許庁庁舎、INPIT等	グループレッスン (4~5名)	平日夕方2時間、 原則週二回	・原則、入庁2年目の者 ・受講は、10月から半年間
通学型	語学学校 (教室は自由に選択)	プライベートレッスン	土日を含めて期間内に 全てのレッスン受講	・自己負担有(補助額上限有) ・英語研修では、TOEIC600点以上必要
通信教育型		教材を用いて自習	コースにより異なる研 修期間(3~6ヶ月程度)	・課題は所定の期間内に必ず提出

表1 外国語研修の概要

表2 平成24年度コース別外国語研修の年間スケジュール



(\*)TOEIC試験は、英語受講者のみ対象

<sup>5) (</sup>今年度) 英語、中国語、韓国語、フランス語

今年度、外国語研修をより充実すべく、研修内容等につ いて一部変更を行いました。そのポイントを2つだけご紹 介します。

#### 1) 英語の客観的な能力チェック

今年度から、特許庁の研修計画に基づく英語研修の受講 者を対象として、英語研修の学習効果を確認するため、 TOEIC試験を実施します。TOEIC試験は、研修終了後の年 度末に(独)工業所有権情報・研修館において無償で実施 します。TOEIC試験の結果を通じて英語能力を客観的に把 握できるとともに、得点の傾向から更なる向上のための学 習の方向性も見えてくるので、英語研修の受講者は積極的 に活用して下さい。

#### 2) 実践的な中国語リーディングコース研修の新規開設

教材の中に技術的に易しい中国特許文献も取り入れて、 リーディングに特化した実践的な研修を実施します。審査 官として、漢字文化圏の強みを活かしながら中国語の特許 文献に最適のリーディングスキルを身につけることを目指 します。なお、中国語の基礎文法や辞書の引き方等の初歩 的な知識は受講において不可欠ですので、中国語の初級ク ラスを修了したレベルの受講者を対象とします。ここ数 年、中国語研修の初級クラスを受講する審査官が増加傾向 にありますが、初級クラスを修了したら、継続してこの リーディングコース研修を受講し、審査業務で活かせる実 践的なスキルを身につけて頂きたいと思います。

ご参考まで、今年度の特許庁の外国語研修の受講状況の をご紹介します。

審査官(補)全体に占める外国語研修の受講割合は、約 13%です。研修予算にも厳しい制約がかかる状況で受講 生を更に増やしていくことは難しい状況です。限られた人 数枠で審査官(補)の語学力を組織として高めていくため には、戦略的な人材育成が必要です。

言語別にみると、英語は別格として、中国語の受講者が

ここ数年増えています(図1)。中国語等については初歩か ら始める受講生が多いことから、数年間継続的に受講させ て一定の語学力まで引き上げていくことが、人材育成する 上での重要なポイントとなります。

研修コースについては、受講生の学習ニーズや個別の事 情に柔軟に対応できるよう、集合型・通学型・通信教育型 の3つタイプを用意していますが、人数的には略3等分さ れています(図2)。

また、受講生が外国語研修を受講する時期の内訳(図3) をみると、英語の受講者と第二外国語の受講者とでは明ら かに傾向が異なります。英語では、入庁後の最初の数年間 がピークで入庁11年目以降の受講者がかなり減少するの に対し、第二外国語では、逆に入庁11年目以降の審査官 が主な受講対象となっています。英語をある程度マスタし た中堅・ベテラン審査官が、さらに第二外国語に挑戦して いるケースが多いようです。

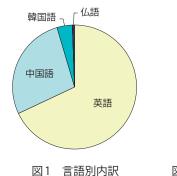
#### ②本省主催の外国語合宿研修

経済産業研修所(東村山)において、短期(2日間~4日 間)・集中で実施される外国語の研修です。研修期間中、 研修所に合宿することになります。また、英語に重点を置 いた研修メニューとなっています。

#### (2) 英語による審査実務の情報発信力の強化

昨年度、初めての試みとして、英語による審査実務の説 明能力を高めることを目的に、実践的な「特許実務プレゼ ンコース研修」がを開設しました。

このプレゼンコース研修は、「基礎」、「応用」の2つのパー トから構成されています。最初の「基礎」編では、英会話 講師から英語を用いた一般的なプレゼンテーションの基礎 を習得します(週一回・5週間)。その上で、「応用」編として、 日米双方の審査実務に精通する専門家から、特許庁の審査 基準 (新規性、進歩性等) をテーマにした英語のプレゼン テーションについて専門的な指導を受けます(2日間)。





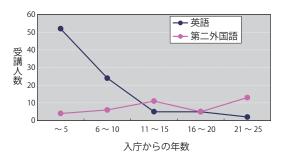


図2 外国語研修コース別内訳 図3 外国語研修を受講する時期

- 6) 図1~図3では、集合型 (義務的研修) は除外しています。
- 7) 詳細については、本誌特集記事 「特許審査実務に関するプレゼンテーション研修について | を参照

手探りで作成したカリキュラムで研修効果がどの程度 期待できるのか不安な面がありましたが、受講生(各部2 名) 8) の真摯な学習態度に加えて、米国在住の弁護士・山 口洋一郎先生の、長年に亘る米国での実務経験に基づく実 践的な指導もあって、受講生の英語による審査実務のプレ ゼンテーション能力の向上には、目を見張るものがありま した。これから、特許庁として、英語による審査実務の情 報発信力を強化する上で、「特許実務プレゼンコース研修」 を用いた人材育成は必要不可欠のものとなるでしょう。た だし、「特許実務プレゼンコース研修」のカリキュラムにお いては、英語をある程度自由に操れることを前提としてい るため、一定レベルの英語力(TOEIC B+以上)が必要です。

この研修を継続的に実施していくためには、英語研修や 留学制度を通じて、一定レベルの英語力に到達する審査官 を、組織として計画的に育成していく必要があります。

そして、「特許実務プレゼンコース研修」で培ったプレゼ ンテーション能力を活かして、審査官が新たな業務に携わ ることになれば、審査官の新たなキャリアパスが拓かれる ことになります。

これに関連しますが、このプレゼンコース研修を昨年度 修了した審査官の多くが、今年度、新たに設置された、国 際研修指導教官9(旧「途上国指導教官」は廃止)に任命さ れました。途上国審査官向けの英語による研修講師等の業 務を通じて、研修の成果を実践で活かすことが期待されて います。研修と実際の業務とを有機的に連動させて、人材 を効果的に育成・活用することは、これからの人材育成の 重要な柱となっていくでしょう。

#### 3. 中長期的な視野での審査官の人材育成

審査官としてのキャリアを積んでいく過程でそれぞれ の職責・ポストに必要な能力の育成を図るためには、中長 期的な視点に立った計画的な人材育成が必要です。また、 審査官補や若手の審査官に対して、的確な指導・助言を行 うことができる人材を中長期的な視点から育成することも 必要となります。

このため、人材育成委員会では、審査官の職責・ポスト に応じた各種研修を企画・実施して、中長期的な視点から、 人材育成に取り組みます。

#### (1) 若手審査官に対する研修

昨年度から始めた研修で、自己のキャリアパスについて 考える機会を提供するため、併任・出向経験者を講師とし て、行政官として培った様々な経験や行政官としての仕事 の魅力を講義してもらいます。今年度は、併任前の特定の 入庁年次の審査官を受講対象とし、上半期・下半期に一回 ずつ、各回2名の講師を招いて実施します。若手審査官に 対して、自分の将来設計を真剣に考えるきっかけにすると ともに、併任の一般的な心構えなど有益な情報も併せて提 供できるよう研修内容を充実していきます。

#### (2) 指導的立場にある審査官に対する研修

指導的立場にある審査官が、審査官補を着実に指導・育 成する際、または、対話型審査においてシニアの検索者を 指導する際に必要なコミュニケーションスキルや心構えを 座学及びケーススタディを通じて体系的に習得するための 研修です。この研修で得られたスキルは、審査官補や検索 者の指導のみならず、職場や日常生活でのコミュニケー ション全般にも幅広く役立つはずです。

#### (3) 上席審査官に対する研修

上席審査官として新たに期待される能力(「信頼関係の 構築能力」、「業務管理能力」及び「人材育成能力」) につい て理解を深めるとともに、そのような能力の開発を促進す るための研修です。受講対象は、原則、新任の上席審査官 です。研修では、審査室の身近な事例を題材として、実習 を主体とした実践的な指導を行います。昨年度、試行的に 開始しましたが、内容的にはまだ改善の余地があると考え ています。受講者や講師の意見を踏まえて研修の質の更な る向上を目指します。今年度は、上席審査官の昇任時期に 合わせて、春と秋の年2回、実施します。

#### (4) 管理職に対する研修

審査部の管理職は、審査に対するニーズを踏まえ、課 題を的確に把握し、審査に対する計画の立案を行うとと もに、審査官に対して適切な指導を行い、その能力開発 を行うなど、審査官の人材育成を行うことが求められて います。

管理職向けの研修として、従前から、主に部下の育成、 組織管理の能力の向上を目的とした管理職研修が実施され ています。

しかしながら、ビジネス戦略に伴う審査ニーズの多様化 や、知財の急激なグローバル化が進展する状況下におい て、管理職が審査官の人材育成に適切に対処するために

<sup>8)</sup> 受講対象: 既に一定レベルの英語力 (最低 TOEIC B+レベル以上) を有する審査官であって、この研修の受講を通じて、新興国の人材育成や他庁 に対する研修の講師等の即戦力とすることが期待される者

<sup>9)</sup> 国際研修指導教官(各部2名程度)の他に、代表1名、幹事1名で構成

は、新たな視点での管理職に対する研修を拡充させていく 必要があります。

そのため、最新の知財マネジメントや諸外国の実情に関 する素養を管理職が身につけるべく、企業の事業戦略と知 財戦略に関する研修、米国の特許実務に関する研修を、昨 年度初めて実施したところですが、今年度も引き続き実施 する予定です。

## 4. 五庁間における研修の国際的な連携

五大特許庁長官会合における「10の基礎プロジェクト」 の一つに、「共通トレーニングポリシー」いがあります。「共 通トレーニングポリシー」は、各庁の研修課程及び内容に 関する情報を共有し、ベストプラクティスを相互に比較研 究することにより、研修リソースの利用を最大化し、審査 官研修の効率性を高めるプロジェクトです。具体的なプロ ジェクトとして、各庁が実施する自国の審査官向け研修に 他庁の審査官が一緒に参加する五庁研修相互参加プロジェ クト、五庁審査官ワークショップの開催があります。

#### (1) 五庁研修相互参加プロジェクトへの対応

五庁研修相互参加プロジェクトは、各庁が実施する自国 の審査官向け研修に他庁の審査官が一緒に参加すること で、各庁の審査実務について審査官レベルでの相互理解を 図り、ワークシェアリングを促進することを目的としてい ます。

研修相互参加プロジェクトへの特許庁の対応として、審 査官を他庁で実施される研修に派遣するとともに、特許庁 の特定の研修110を開放し、他庁審査官を受入れています。

そして、今年度、新たに「審査官補コース研修」のうち 主要な講座を開放したところ、EPOから1名、SIPOから2 名の審査官が派遣され、新人と一緒に約一か月間受講しま した。研修を受講する環境も少しずつ国際的になってきて います。

特許庁で他庁審査官向けに開放している研修は、当然な がら、全て日本語で実施しています。このため、他庁の審 査官は、日本語のリーディング及びヒアリングが十分にで きないと特許庁の研修にはついていけません。この言語の 壁の問題は、非英語圏であるSIPO、KIPOについても共通 していますが、SIPO、KIPOは、五庁研修相互参加プロジェ クトへの新たなアプローチとして、英語による他庁審査官 向けの研修を昨年度新設しました。自国の審査官向け研修 加プロジェクトの趣旨からすると疑問な点がありますが、 言語の問題への現実的な対応という点では興味深いアプ ローチです。

#### (2) 五庁審査官ワークショップへの研修担当の参加

五庁審査官ワークショップは、国際的なワークシェアリ ングを効率的に推進していくために、各庁のサーチ・審査 手法の把握とベストプラクティスを五庁間で共有すること を主な目的としています。また、第3回目となる直近で行 われた五庁審査官ワークショップ<sup>12)</sup>(ホスト庁 USPTO) で は、五庁審査官による各庁審査実務についてのプレゼン テーションをもとに研修の共通マテリアルを作成すること を目的として、初めて研修担当が招聘され、五庁のトップ レベルの研修担当が一同に顔を合わせる初めての機会とな りました。



五庁研修担当会議

- 10) 詳細については、本誌特集記事「特許審査官の人材育成に関する国際協力プロジェクト ~五大特許庁の枠組みから~」を参照
- 11)「審査応用能力研修2」と「検索エキスパート研修」
- 12) 詳細については、本誌寄稿 [五庁審査官ワークショップに参加して] を参照

研修担当による初の国際会議は、お互いに慣れていない こともあり、全体的にぎこちなく、議論も必ずしも十分で はありませんでした。しかし、他庁トップレベルの研修担 当と顔見知りになり、各庁で実施している研修内容につい て直接情報交換ができた点においては大きな意味がありま した。また、この会議を通じて、共通トレーニングポリ シーのタスク実現のため、研修担当の間での議論を更に深 めて、五庁間での研修関連での連携を強化すべきとの意見 が五庁の間で大勢であることが分かりました。

今年10月に北京で開催される五庁審査官ワークショッ プ<sup>13)</sup>(ホスト庁 SIPO) においても、各庁の研修担当が参加 して会議が行われる予定となっています。さらに、今年6 月に開催された五庁副長官会合において、USPTOからの 提案を受け、五庁研修担当からなる研修担当チームを設立 し、新たなプロジェクトの内容について議論していくこと が決定されました。五庁間での研修関連の連携が、これか ら本格的に模索される時代になります。今後の特許庁の研 修のあり方については、国際的な連携も視野に入れて検討 していく必要があります。

#### おわりに

知財を取り巻く環境が大きく変わりつつある状況におい て、審査官の人材育成のあり方も見直していく必要があり ます。そのために、人材育成の重要なツールである研修を 必要に応じてスクラップアンドビルドし、その時代に適し たものに作り替えていかなければなりません。

「知財人財育成プラン」では、知財のグルーバル化と変 容する知財マネジメントに対応し得る知財人財の育成を主 眼としています。それらに対応できる審査官をどのように 育成していくべきか、直ぐに答えは見つからず、試行錯誤 を繰り返しています。そのような中で、いくつかの新しい タイプの研修を試行しています。その一例が、管理職を対 象として実施している、企業の事業戦略と知財戦略に関す る研修です。この研修は、企業の事業戦略と知財戦略との 関連を実例を通じて検証し、ビジネスの視点からみた強い 特許についての理解を深めるものです。ただ、ビジネスの 視点からみた強い特許の実体がはっきりと見えておらず、 暗中模索で研修の材料を探している状態にあり、研修はま だ試行の域を出ていません。

これからの審査官の人材育成は、はっきりと先が見通せ ない領域にも踏み込んでいく必要があることから、いろい ろな面で紆余屈折がありそうですが、失敗を恐れず、時代 に適切に対応できる審査官の育成を、人材育成委員会とし て積極的に支援していきたいと考えています。

なお、誌面に掲載した内容は、著者の個人的な見解であ り、特許庁の見解を表明するものではありません。

(平成24年6月29日脱稿)

# **Profile**

大塚 良平(おおつか りょうへい)

昭和61年4月 特許庁入庁 平成23年10月より現職

13) 来年度は、JPOがホスト庁となります。